

ACUITY **LAW**

**CORPORATE  
LAW NEWSLETTER**

OCTOBER 2021  
[acuitylaw.co.in](http://acuitylaw.co.in)

## Acuity Law について

Acuity Law は、2011年11月に設立されたインド現地のプロフェッショナル・ファームです。各分野において経験豊富なインド人弁護士・専門家が所属しています。これまで、インド国内外を問わず、多くの企業、ファンド、金融機関、法律事務所、投資銀行、政府機関等に対して各種アドバイスを提供しています。主要取扱分野は、「企業法務」「国際貿易/税務」「紛争」となっており、それぞれ Souvik Ganguly、Gautam Narayan、Deni Shah、Renjith Nair が中心となってチームを率いています。

### 「企業法務」

- M&A
- 救済型 M&A
- 倒産法
- プライベート・エクイティ/ベンチャー・ファンディング
- 雇用法/労働法
- 商取引に関するアレンジメント
- コーポレート・アドバイザリー

### 「国際貿易/税務」

- クロスボーダー・タックス・プランニング/管轄分析
- 組織再編戦略
- 投資ストラクチャー戦略
- エンダウメント・プランニング/ウェルスマネジメント戦略
- 国際貿易/関税
- グローバル・サプライチェーン最適化
- 物品・サービス税 (GST)

### 「紛争」

- 民事紛争
- 刑事紛争
- 仲裁紛争

上記主要取扱分野に関して、定期的に最新のアップデートをご提供できるよう日々努めております。Acuity Law について更に詳しくお知りになりたい方は、弊社ウェブサイトまで、または [al@acuitylaw.co.in](mailto:al@acuitylaw.co.in) まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

***The information contained in this document is not legal advice or legal opinion. The contents recorded in the said document are for informational purposes only and should not be used for commercial purposes. Acuity Law LLP disclaims all liability to any person for any loss or damage caused by errors or omissions, whether arising from negligence, accident or any other cause.***

## INTRODUCTION

今回のニュースレターでは、2021年10月の会社法、証券法、外国為替法に関する主要なアップデートを取り上げています。主な内容は、以下の通りです。

### 1. 会社法 (COMPANIES LAW)

1.1 Extension of timelines by MCA

1.2 Bombay High Court's Order in the matter of Zee Entertainment Enterprises v. Invesco Developing Markets Fund & Anr.

### 2. 証券法 (SECURITIES LAW)

2.1. Orders passed by the SEBI declaring commodity brokers involved in the NSEL matter, to be 'not fit and proper' persons to hold a license under the SEBI Act, 1992 and the regulations thereunder.

### 3. 外国為替法 (FOREIGN EXCHANGE LAWS)

3.1. Amendments to the Foreign Exchange Management (Non-Debt Instrument) Rules, 2019

### 1. 会社法 (COMPANIES LAW)

2021年10月の会社法関連の主なアップデートは、次の通りです。

#### 1.1. Extension of timelines by MCA

1.1.1. COVID-19 パンデミックの影響を鑑み、MCA は以下の通り各種提出期限の延長を認めました。

(a) 2021年10月29日付の通達により、2021年3月31日に終了する会計年度の年次報告書および財務諸表の会社登録機関への提出最終期日が2021年12月31日まで延長されました。Please click [here](#) to read the circular.

(b) 2021年10月29日付の通達により、2014年会社（原価記録および監査）規則の規定に基づき、会社の関係取締役会への原価監査報告書の最終提出期日が2021年11月30日まで延長されました。原価監査報告書は、会社が原価監査報告書の写しを受領した日から30日以内に、関係する会社登記官に提出しなければなりません。当該延長に先立ち、2021年9月27日付の通達にて、会社の関係取締役会への原価監査報告書の提出期限は2021年10月31日まで延長されていました。Please click [here](#) to read the circular dated 29 October 2021 and [here](#) to read circular dated 27 September 2021.

- (c) 2021年10月26日付の通達により、有限責任事業組合による2020-21会計年度の会社登録機関への会計報告書および支払能力報告書の最終提出日が2021年12月30日まで延長されました。Please click [here](#) to read the circular.

## 1.2. **Bombay High Court's Order in the matter of Zee Entertainment Enterprises v. Invesco Developing Markets Fund & Anr.**

- 1.2.1. 2021年10月26日、ボンベイ高等裁判所は、Zee Entertainment Enterprises (=ZEE) に有利な仮差止命令を下しました。ZEEの最大株主である Invesco Developing Markets Fund および OFI Global China Fund (=総称して **Invesco**) が、2013年会社法第100条第4項に基づく臨時株主総会 (=EGM) の開催を ZEE に求める 2021年9月の開催要求通知を推進する行為が禁じられました。
- 1.2.2. Invesco Developing Markets Fund による要求通知には、ZEEのCEO兼マネージング・ディレクターである Punit Goenka 氏の解任および ZEE の取締役会に6人の独立取締役を任命することを含む、9つの決議事項が含まれていました。
- 1.2.3. ZEE はボンベイ高等裁判所に対し、要請通知を無効とし、Invesco が独自に EGM を招集するための措置を取ることを差し止めるよう提訴しました。ZEE は、提案された決議案のいずれかを実施することは、2015年SEBI(上場義務と開示要件)規則第17条、2013年会社法203条(法に基づく指名・報酬委員会に関する義務規定)、情報放送省が発行したガイドライン(=**MIBガイドライン**)等、多くの適用法に反することになり、ZEE 側に違法性が生じるとして、異議を唱えていました。
- 1.2.4. 裁判所は、双方の提出書類を検討した結果、Invesco が提案した決議事項は、承認された場合には、会社が複数の適用法を不遵守することになるものである、としました。Punit Goenka 氏の取締役解任に関する決議事項は、会社は常に常務取締役および常勤取締役を置かなければならないとする、会社法第203条に違反することになります。また、MIB ガイドラインでは、ガイドラインが適用される会社の取締役会に変更を加える場合、事前に政府の承認を得ることが求められています。
- 1.2.5. また、独立取締役の選任に関する提案決議事項は、承認された場合には、会社が法の下定められている独立取締役の選任プロセスを遵守していないことになる、としました。独立取締役は、株主からの指名に基づいて選任することはできず、まず指名報酬委員会が提案し、その後取締役会が選任し、株主が承認する必要がある、と指摘しました。
- 1.2.6. 裁判所は、法100条4項の「有効な要求」という用語の範囲を決定する際、株主総会で提案された決議事項は、可決された場合に法律上有効となるが、会社側に違法性が生じないようなものでなければならない、としました。一方で、本事案においては、請求通知の有効性に関する最終的な判断

を下されておらず、Invesco が独自に EGM を招集することを禁止する旨の差止命令が出されたに過ぎません。

1.2.7. 今回の決定は、株主は EGM を招集する権利を有しているが、EGM において提案される決議事項は、法律上有効な決議でなければならず、会社に違法行為を行わせるようなものであってはならないという法律上の重要な点を明確にしたものとなっています。

1.2.8. Please click here to [read](#) the order.

## 2. 証券法 (SECURITIES LAW)

2021 年 10 月の証券法関連の主なアップデートは、次の通りです。

2.1. **Orders passed by the SEBI declaring commodity brokers involved in the NSEL matter, to be 'not fit and proper' persons to hold a license under the SEBI Act, 1992 and the regulations thereunder.**

2.1.1. SEBI は、NSEL 問題の調査の一環として、約 300 社の仲介業者を調査しており、コモディティ・ブローカー 9 社に対して、1992 年 SEBI (株式仲介業者とサブブローカー) 規則および 2008 年 SEBI (仲介業者) 規則で義務付けられている「登録を継続するに適した者」ではないとする決定を下しました。

2.1.2. SEBI は、2008 年 SEBI (仲介業者) 規則 (= **仲介業者規則**) 第 5 章に基づき、各ブローカーに対する照会手続を開始すると共に、1992 年 SEBI (株式仲介業者とサブブローカー) 規則 (= **株式仲介業者規則**) の 5 (e) および 27 (iv) に基づき、商品仲介業者が取引清算会員としての登録証を保持し続けることが「適切である」かどうかを調査する指定期間を任命しました。2021 年 9 月 24 日、2021 年 10 月 7 日、2021 年 10 月 8 日、2021 年 10 月 14 日、2021 年 10 月 21 日、2021 年 10 月 29 日に、コモディティ・ブローカー 9 社に対して命令が下されました。

2.1.3. これらのブローカーは、NSEL にて「paired contracts」取引を行っていましたが、これは、2007 年 6 月 5 日付のインド政府通達 (= **2007 Exemption Notification**) に規定された条件や、1952 年先物契約規制法 (= **FCRA**) の規定に違反するものでした。

2.1.4. SEBI は、ブローカーは、自らが取引を行ったり、顧客が NSEL で「paired contracts」を取引するのを助長したりすることで、2007 年免除通知規定および FCRA の該当規定に違反した、と指摘し、スポット取引の名目で確実なリターンを約束する純粋な金融契約の性質を持っており、商品ブローカーの行為は証券市場の利益を害するものである、と判断しました。

2.1.5. さらに、SEBI は、コモディティ・ブローカーが「適切な」人物であるかどうかを判断するためには、「良い評判と誠実さ」が「適切な」基準の重要な側面であり、企業が「良い評判」を享受して

いるかどうかを判断するためには、司法上のその他の発表や規制当局による報告書上の見解を考慮することができるとした、証券上訴裁判所（= **SAT**）の過去の判決を考慮しました。63 Moons Technologies Private Limited の事案において、ボンベイ高等裁判所および最高裁判所が下した見解や、インド政府の経済犯罪局および経済局が作成したその他関係報告書を参考にした結果、コモディティ・ブローカーは良い評判を得ておらず、登録を保持する目的における「適切な」者ではない、との結論に達しました。

2.1.6. Please click here to [read](#) the most recent order dated 29 October 2021, passed by SEBI in this matter.

### 3. 外国為替法（FOREIGN EXCHANGE LAWS）

2021年10月の外国為替法関連の主なアップデートは、次の通りです。

#### 3.1. Amendments to the Foreign Exchange Management (Non-Debt Instrument) Rules, 2019

3.1.1. 財務省は、2021年10月5日および2021年10月12日付の通知により、2019年外国為替管理（非負債証券）規則（= **NDI 規則**）を改正しました。

3.1.2. 2021年10月5日付の通知により、財務省はNDI規則のスケジュールIを改正し、中央政府から戦略的再投資に関する「原則的」承認を受けた石油・天然ガスの公共部門を対象に、自動ルートによる外国投資限度額を49%から100%に引き上げました。2021年7月29日付で産業・内国貿易振興局が発表した「2021年プレスノート3」が実施された形となります。

3.1.3. 2021年10月12日付の通知により、電気通信分野への自動ルートによる100%の外国直接投資が認められました。過去、電気通信分野への外国投資は100%まで認められていましたが、49%を超える場合には政府の事前承認が必要でした。2021年10月6日付で産業・内国貿易振興局が発表した「2021年プレスノート4」が実施された形となります。

3.1.4. Please click [here](#) and [here](#) to read the amendment notifications.

#### Our co-ordinates:

**Mumbai**  
506 Marathon Icon  
Off Ganpatrao Kadam Marg  
Lower Parel, Mumbai – 400013

Email: [al@acuitylaw.co.in](mailto:al@acuitylaw.co.in)